公　　告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月 18 日

島根県知事　丸山　達也

１．入札に付する事項

（１）件名
政策企画監室執務室内什器等調達業務

（２）入札案件の仕様等
入札説明書のとおり

（３）納入期限
令和９年３月 19 日（金）

（４）納入場所
島根県庁本庁舎３階　島根県政策企画局政策企画監室執務室

（５）入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

２．入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（４）物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者

名簿の営業種目（大分類「調度品」、小分類「鋼製家具」）に登録されている者であること。

（５）島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

（６）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（７）島根県内に本店、支店または営業所を有する者であること。

（８）過去５年以内に、国または地方公共団体と１契約あたり税込 160 万円を超える鋼製家具納入実績を有する者であること。

３．入札方法

（１）この案件は、電子入札対象案件です。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出してください。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができます。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

４．入札参加希望者に要求される事項

（１）この入札に参加を希望する者は、令和８年11月27日（金）17時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなりません。

（２）提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

（３）期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

５．入札期間及び開札日時等

（１）電子調達システムによる入札の期間

令和８年 12 月３日（木）９時から令和８年 12 月４日（金）16 時まで

（２）書面による入札の日時及び場所等

ア日時
令和８年12月４日（金）16時

イ場所
島根県松江市殿町１番地　島根県庁３階
島根県政策企画局政策企画監室

（３）開札の日時及び場所
ア日時
令和８年12月７日（月）９時

イ場所
島根県松江市殿町１番地　島根県庁３階
島根県政策企画局政策企画監室

６．入札説明書の交付方法

本公告の日から令和８年11月27日（金）までの間、電子調達システムにより交付します。

なお、これにより難い場合は、次により交付します。

（１）交付期間
本公告の日から令和８年11月27日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の９時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）

（２）交付場所
島根県松江市殿町１番地　島根県庁３階
島根県政策企画局政策企画監室　総務係

７．その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金
入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書によります。

（３）契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書によります。

（４）入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その

他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

（５）郵便入札
認めません。

（６）入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

（７）落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

（８）契約書作成の要否
要します。

（９）不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（入札実施所属を記載）に報告するとともに警察に通報してください。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

（10）その他
詳細は、入札説明書によります。